

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成19年静岡県条例第32号）第20条第1項の規定に基づく事業計画書の提出があったので、同条第2項の規定により公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を有する者は、令和7年9月30日までに、当該意見を記載した意見書を知事に提出することができる。

令和7年8月15日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 処理施設設置予定者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

環境のミカタ株式会社 代表取締役 渡辺 和良

静岡県藤枝市前島二丁目21番1号

2 産業廃棄物処理施設等の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号、第8号の2 破砕施設

3 産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、木くず

4 産業廃棄物処理施設等の設置場所

静岡県焼津市利右衛門字天王1049番1

5 縦覧の場所

静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課（〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）

静岡県中部健康福祉センター環境課（〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1）

6 縦覧の期間及び時間

令和7年8月16日から令和7年9月16日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

7 意見書に記載すべき事項

(1) 生活環境の保全上の見地からの意見

(2) 意見書提出者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び電話番号

(3) 事業計画書提出者の氏名（法人にあっては、その名称）並びに産業廃棄物処理施設等の種類及び設置場所

8 意見書の提出方法及び提出先

(1) 提出方法 持参又は郵送（意見書提出期限終了日の消印有効）とする。

(2) 提出先 縦覧場所と同じ。